

「(仮称) 上田市人生百年時代をより良く生きる健康づくり条例」(案) について

1 概要

上田市は、健幸都市の実現を目指す中、生活習慣病の患者数が年々増加する一方で、特定健診の受診率が県内19市中下位であるほか、市民1人当たりの医療費は国民健康保険、後期高齢者医療いずれも県内19市中上位の状況が続いています。

さらに、小中学生を対象に実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が国や県の平均点を下回るなど、全ての世代において健康に対する課題が山積している状況です。

上田市議会では、健康に関する課題を解決するための有効策を議員間討議において協議した結果、全ての世代を対象にした健康づくりの推進に関する条例の制定を進めるべきとの意見で一致しました。

令和2年6月に「健康づくり推進特別委員会」を設置して以降、健康づくりに関する市の施策や取組等を担当部局から聴取するほか、医療関係者との懇談や先進自治体の健康づくりに関する条例の調査研究を行うなど、協議を重ねてきました。

2 条項別の主な内容

2 ページに記載のとおり

(条項別の主な内容)

条 項	内 容
前文	「健幸都市」を上田市の将来像に掲げる一方、生活習慣病の患者が増加している課題を踏まえ、全ての市民が健康づくりを主体的に取り組む必要性を明記する。
第1条（目的）	「健幸都市」の実現を目的とすることを明記する。
第2条（定義）	健康づくり、市民、関係団体、地域コミュニティの定義を明記する。
第3条（基本理念）	市民が生涯にわたり健康に関心を持つことや市民、市及び議会が相互に連携して「健幸都市」の実現に取り組むことを明記する。
第4条（市民の役割）	健康診査等による健康状態の把握、生活習慣や食生活への留意、かかりつけ医等への適切な受診等に努めることを明記する。
第5条（市の責務）	健康づくり推進のための計画策定、健康に関する調査・分析、財政上の措置、市内の優れた温泉資源等の活用、市民や関係団体との協働を明記する。
第6条（議会の責務）	健康づくり施策の効果の検証、市や関係団体との連携、国や県への働きかけを明記する。
第7条（教育機関等の役割）	幼児期からの健康な身体づくりの推進、健康状況の把握・分析、高等教育機関が持つ健康づくりに関する情報や技術の普及、市や関係団体との連携・協働に努めることを明記する。
第8条（医療機関の役割）	市民に疾病予防に関する説明・情報提供や信頼関係の醸成、健康意識の啓発、健康づくり施策への協力に努めることを明記する。
第9条（事業者の役割）	従業員の心身の健康に配慮した職場環境の整備や市等で実施する健康づくり活動への協力に努めることを明記する。
第10条（地域コミュニティの役割）	地域の特色を活かした運動等の積極的な取組や市や関係団体への協力に努めることを明記する。
第11条（健康づくり計画）	計画の評価を公表することを明記する。
第12条（健幸都市のまちづくり）	健康に配慮したまちづくり推進のためにハードとソフトの施策を講ずることを明記する。
第13条（感染症に向けた取組）	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、感染症の正しい知識の普及啓発と差別防止の啓発を行うことを明記する。 ・市民は、相互に思いやりを持ち、感染予防に努めることを明記する。